

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。)の業務を執行する理事の職務権限を定め、学校法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、学校法人國學院大學寄附行為(以下「寄附行為」という。)及び本法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、寄附行為に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

2 理事長の職務権限は、法令、寄附行為及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本法人を代表し、その業務を総理すること。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰すること。
- (3) 3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。

(常務理事等)

第5条 理事(理事長を除く。)のうち2名以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

2 常務理事を2名置く場合において、常務理事のうち1名をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。なお、代表業務執行理事とならなかった常務理事については、私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

3 代表業務執行理事の職務権限は、法令、寄附行為及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理すること。
- (2) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、その職務を執行すること。
- (3) 3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。

(業務執行理事)

第6条 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち8名以内を業務執行理事(前条第2項なお書きの常務理事を含む。以下同じ。)とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

2 業務執行理事の職務権限は、法令、寄附行為及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(2) 3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	職務権限		
	理事長	代表業務執行理事	業務執行理事
役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法人を代表し、その業務を総理 ● 理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ● 評議員会の招集 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法人を代表し、理事長を補佐して本人の業務を掌理 ● 理事長の事故時等の職務執行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長を補佐して本法人の業務を掌理
事業計画・予算案作成			
事業報告・決算案作成			
中期計画策定			
寄附金品の募集			
借入金(短期借入を除く)			
入学金、授業料及び入学検定料等			
役職者の任免等			
契約締結			
法人基盤整備			
重要な規則の制定・改廃			
人事・給与制度			
福利厚生			
収益事業			
稟議書決裁	「起案決裁区分に関する内規」に従う		
経費支出決済			
・1件5,000万円以上			
・1件5,000万円未満			
外部への文書発簡			
・特に重要なもの			
・その他			
法人設置校の教育研究に関すること			
協定校に関すること			
広報			

【凡例】

：決裁権者

：担当者